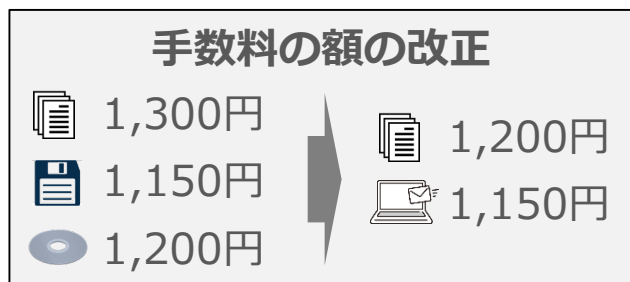


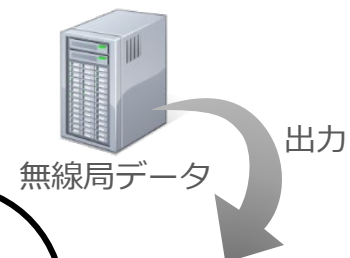
# 電波法関係手数料令の一部を改正する政令案及び電波法施行規則の一部を改正する省令案の概要

- 新たな無線局の開設等のために行う既存無線局との混信調査等には、当該既存無線局の情報が必要となる。そのため、総務大臣は、当該混信調査等を行おうとする者に対し、必要な限度において無線局の情報提供を行うことが出来るとしている（電波法(昭和25年法律第131号)第25条第2項）。
- 今般、当該情報提供に伴う手数料について、**電磁的方法による情報提供に対応したものに改正等する**（電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)の一部改正）とともに、当該情報提供に係る**「電磁的方法」について定め、請求書の記載事項を改正する**（電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部改正）。



手数料 請求書※1

¥

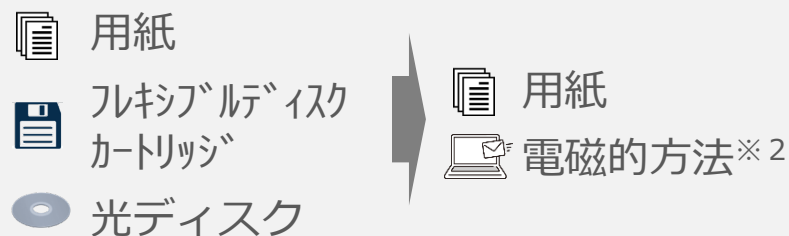


局A	地域A	出力〇	...
局B	地域B	出力×	...
⋮	⋮	⋮	⋮

① 無線局情報の請求

② 無線局情報の提供

他の無線局に混信等与えずに無線局を開設したいな



※1 請求書の記載事項(情報提供方法の選択肢等)を変更

※2 「電磁的方法」について定義。